

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る11月26日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、12月3日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定4件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

「議案第97号 上野原市税条例の一部を改正する条例制定について」は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、19歳以上23歳未満の特定親族特別控除の創設、及び、加熱式たばこの課税方式の段階的見直しの改正を行うものです。

委員からの、たばこ税の申告が毎月から年2回になるのか、という質問については、現在、加熱式たばこと紙たばこの税率に大きな差があるため、その格差を解消し、最終的に紙巻きたばこと同等の税負担になるように、段階的に見直しを行う、との説明がありました。

「議案第98号 上野原市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、固定資産税の課税免除に関する特例について、適用期間の末日を令和9年3月31日に延長するものです。

「議案第102号 上野原市消防団条例の一部を改正する条例制定について」は、団員の定数を820人から760人に減員し、団員の報酬の額を増額するとともに、所要の改正を行うものです。

委員から、支援団員の年齢基準はどうなっているのか、という質問については、現在70歳未満となっており、入団する条件としては、専任班長経験者以上の階級であったもの、との説明がありました。

「議案第103号 上野原市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」は、林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限についての項目を追加するとともに、所要の改正を行うものです。

委員から、野焼きの制限はどのようになるのか、という質問については、野

焼きは農業における稻わらの焼却や近隣からの苦情が寄せられない、通常行われている軽微な焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の例外として許容されています。ただし、事前に消防署へ届出が必要であり、その場合も林野火災警報等の発令の有無によっては、その行為は制限されます。

また、本条例改正により、たき火も消防署に事前の届出が必要となることが明確化された、との説明がありました。

以上、当局提出4案件について採決を行った結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、市内の耕作放棄地について調査すべきとの意見があり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。